

行政ほっかいどう

'80.11

秋 聲 帯 広 支 部 久 我 豊 治



秋 聲 帯 広 支 部 久 我 豊 治

目 次

デタラメ書類の根絶と熟練者の養成…… 2	事務局日誌…………… 7
三度目の汗（自動車登録業務）…………… 3	おしらせ…………… 8
酒類の製造・販売業免許手続きについて… 5	黄綬褒章おめでとうございます
北海道関係指名願説明会開催のご案内… 5	56年度版行政書士手帳のあっせん
北海道の最低賃金（55年度改正）…………… 6	参考図書のあっせん…………… 8
支部のうごき…………… 7	

北海道行政書士会

業務資料

デタラメ書類の根絶と熟練者の養成

業務研修部専門部会委員
長谷川 寿 延

去る10月25日、本会業務研修部建設農地部会が開催され、特に建設業許可申請業務に関して種々討議された。その中で、本会の内部問題として、行政書士が書類を作成する際、最近とみに取沙汰されているデタラメな書類、また、未熟者による書類について、どう対処すべきか、それぞれの委員より厳しい意見が続出し、協議が進められた。

極めて稀な存在でしかないデタラメな書類を作成する行政書士については全く本部会の埒外のことであり、行政書士としての信用を傷つけ、品位を損う行為については厳しく綱紀委員会において処置しなければならない問題であるとし、一方、未熟な行政書士については、当然、本会において研修その他の機会を通じて、熟練の域に到達してもらうよう配慮しなければならないことであり、本会の責任を痛感させられた。

本部会の一致した意見として、徹底した業務研修を行う以外に、その方法はないということに尽きたのである。従来、各支部において、この種の研修会が随時もたれているが、中には1時間とか2時間で済まされているケースがあり、この程度の時間の研修で未熟な者が、十分に熟知することが果して可能であろうか。ある程度の経験をした者であれば、未熟だった部分だけ研修すれば、それは解消されるとしても、出席者の中には、建設業許可申請業務は需要も多く、高収入も得られる業務として、これから取り扱ってゆきたいと希望する者が、かなりの数を占めている現況であれば、この程度の時間で形式だけの研修にとどめる

ことは、むしろ未熟者を増加させるだけに過ぎないものであると言わざるを得ない。中途半端な研修は、極言すれば、意識しないでデタラメ書類を作成する行政書士さえ発生させることになりかねないであろうと推測されるのである。

従って、本会としては、早急に時間を十分かけた徹底した研修会を実施し、理想としては、各支部に最低1ないし2名の正統派熟練者を育てるようにし、すべての支部に熟練者がそろったら、各支部において必要の都度、その者が講師となって新たな熟練者を養成してゆくということになれば、常に正しい手続きを行うことができ、結果的には、行政書士としての品位、信用を失墜させることを、未然に防止できるのではないかという結論に達した。

また、許可に伴う決算報告であるが、これも随時、各支部毎に、あるいはブロック別に研修会を実施しているが、何分この業務を行うための前提として、経理に関する十分な知識を必要とするために、一朝一夕に研修できるものでもなく、建設業許可申請業務を行おうとするためには、まず本人自身が、すすんで基礎知識としての会計、特に建設業会計を深く研修してもらうことが必要である。

本会として、そのための初歩的なものから一貫した研修会を行うことは、当然不可能と言わざるを得ないことであり、当面は必要な参考書をあつせんして、それにより知識を得て頂くこと以外に方策はないとして、現在出版されているなかで、極めて初心者にも分かり易く著作されている、北海学園大学講師であり、北海道建設業審議会専門委員でもある阿座上洋吉先生の「**建設業の会計実務**」(中央経済社発行 2,700)を推せんすることとした。許可申請書(決算報告書様式を除く)については、1日でマスター出来ても決算報告書作成については

もし初心者であれば、数カ月は要するものと考えなければならないだろう。

いずれにしても、自滅につながるデタラメ書類を作成する行政書士は、絶対に根絶しなければならないし、将来に夢を託す未熟な者に対しての育成を、本会は今なすべき重大な使命として、真剣に取り組んでゆかなければならないことを痛切に感じた会議であった。

三度目の汗

—はじめて自動車登録業務の取り扱いをしようとする方のために—

業務研修部運輸交通専門部会委員
理事 渡 辺 明

小樽支部から「近日中に研修会を開くので、自動車登録の基礎的なことについて説明してほしいよろしくお願いします。」という電話があった。7月末の暑い午後のことである。

さて、引受けたからには、曲がりなりにも責任を遂行しなければならない。それからの何日間は、仕事の合間を見つけて、汗を流しながらの資料作りであった。そして当日(8月8日)の研修会においては、さらに汗を流しながら、1時間余りの説明を終えて、どうやらその責めを果たした。

ところが、それから2カ月余りたったある日「あの資料は、これから自動車登録業

(第1表)

小樽市花園3丁目5番地に事務所を持つ行政書士行政士郎が執務中、富岡一郎さんという方が見えて『私は、今回の人事異動で札幌から小樽へ転任になり、8月1日に住所も変わりました。それに伴って、私の所有であるこの登録自動車の住所変更もしなければなりません。よろしくお願いします』と言われ、**変更登録申請書・自動車検査証記入申請書**の作成と提出手続の代行を依頼されたものと仮定します。

この場合、次の事項を基にして申請書を作成して下さい。申請日は昭和55年8月8日とし札幌陸運事務所を經由し、北海道知事へ提出するものとします。(次頁へ続く)

務の取り扱いをしようとする書士さんの参考になるので、「行政ほっかいどう」に掲載したいと思います。加筆するなどの点がありましたら、よろしく願います」という事務局からの電話である。時節は、すでに秋冷の候というのに、ここで3度目の汗を流しながら、その資料に手を加えて、原稿なるものを完成させた。

そうして、事務局へ提出したものが、以下のものです。はじめて、自動車登録業務の取り扱いをしようとする方のために、少しでも参考になる点があれば、それは、率直に言って、私の大きな喜びであります。

なお、資料は、まず依頼人からの依頼事項を第1表に質問形式で作成してありますから、登録申請の作成は同表の参考事項を見ながら、第2表の変更登録申請書(マークシート第4号様式)の記入欄、マーク欄などについて比較参照して御理解下さい。

第3表は、この申請の際に必要なとされる添付書類とその説明をしたものです。

さて、自動車登録申請には今回例示したものの他に、たくさんの申請があり、その申請ごとに、多少異なる部分があります。しかし、基本的には同じ登録という申請でありますから、一つの例を完全にマスターすることが、多様なケースを理解する最短の方法だと思います。明日、自動車登録の依頼人が訪れるかもしれません。依頼人の要請に応えられるよう、「汗」を流してみませんか。

依頼された事項	登録申請書(マークシートと略称される4号様式)作成上の参考事項		
	マークシートの番号	説	明
1 業務種別	①	細目枠内の「変更」をマーク	
2 自動車登録番号 札57は1527	②	ア 札は札幌陸運事務所の略称で、そのコードは 111 また同事務所の区分は 1 イ 片仮名の「ハ」を用いてマーク ウ 1527は番号欄へ記入しマーク	
3 車台番号 WH130-1285611	②	1285611を車台番号欄へ記入し、マーク(下8字をマークする。この場合、ハイフォン以下だけでも良い。)	
4 車の所有者・使用者とも同一人である。 住所・氏名変更の場合	③	所・使同一の「住所のみ」をマーク	
5 使用の本拠の位置は、使用者の住所と同じである。 使用の本拠の位置	④	番号欄には「9」と記入し、 「使用者の住所と同じ」をマーク	
6 使用者の住所は 北海道 小樽市 富岡 1丁目 7番地	④	下記のコードをマーク 5 0 3 2 0 2 4 7 1 7	

(第2表)

変更(移転)登録申請書
自動車検査証記入申請書

登録番号 札57は1527
車台番号 WH130-1285611

項目	内容	備考
1 業務種別	0	
2 自動車登録番号	1 1 1 ハ 1 5 2 7	
3 車台番号	1 2 8 5 6 1 1	
4 車の所有者・使用者とも同一人である。住所・氏名変更の場合	所・使同一の「住所のみ」	
5 使用の本拠の位置は、使用者の住所と同じである。使用の本拠の位置	番号欄には「9」と記入し、「使用者の住所と同じ」	
6 使用者の住所は	5 0 3 2 0 2 4 7 1 7	

北海道庁 行政士印
小樽市富岡1丁目5番地

富岡 一郎
小樽市富岡1丁目7番地

行政士印
小樽市花園3丁目5番地

(第3表)

登録自動車の所有者の住所変更に伴う
登録申請の添付書類等

(富岡一郎さんの場合)

(昭和55.8作成)

必要な書類	説	明
1 符箋紙 2 マークシート(4号様式)		整理上の小票(複写式になっている)であり、陸運事務所の窓口でもらえる。代理人により申請するときは、申請人(委任者)の押印は省略でき、代理人の押印のみで可
③ 自動車損害賠償責任保険証明書 4 手数料納付書 5 自動車検査証 6 住民票 ア 札幌市の住民票除票 イ 小樽市の住民票 7 委任状		保険期間内のものであることを要す。なお審査の後、本証明書は返却される。手数料は200円であり、登録印紙を所定欄に貼付するが、消印はしない。原本を添付する。小樽市住民票の変更届出年月日と、マークシート下段の所有者住所変更の年月日とは一致する。
8 自動車保管場所証明書 9 自動車税申告書		収入印紙(100円)は、両者(申請人、代理人)の印で消印する。しかし、どちらか1名の消印のみでも可。発行後1か月以内のもの。使用者、所有者の押印を要す。なお、登録手続完了後、陸自から「登録事項等通知書」と「自動車検査証」が交付されるので本申告書とともに道税事務所へ提出する。

酒類の製造免許及び酒類の
販売業免許手続きについて

(55.10.24 速報No.14関連)

この度の税理士法の改正により、税理士業務のなかには酒税法第2章に定める酒類の製造及び酒類の販売業免許等の手続き業務が含まれていないので、次の諸手続きは従来のお通り行政書士の業務です。

なお、酒税の申告書等の作成業務は税理士業務に属するので誤りのないように注意してください。

酒税法第2章の諸手続き

- 酒類の製造免許(酒税法第7条)
- 酒母等の製造免許(同法第8条)
- 酒類の販売業免許(同法第9条)
- 製造場又は販売場の移転の許可(同法第16条)
- 製造又は販売業廃止の免許取消申請(同法第17条)
- 販売場を設けていない酒類販売業者の住所移転の申告(同法第18条)
- 製造業又は販売業の相続の申告(同法第19条)
- 製造又は販売の継続等の申請(同法第20条)

北海道関係指名願説明会開催のご案内

共催 北海道
社団法人 北海道土木協会
社団法人 北海道建設業協会

昭和56年度の北海道関係指名願の書き方と申請についての説明会を下記のとおり開催いたします。正しい事務手続きを行うためにも、より多数の方が参加されますようご案内いたします。55年度から決算関係の様式が変更されました。

昭和56年度北海道関係指名願説明会日程

月日	曜日	地区	会場	住所	電話	
11	20	木小樽	医師会館講堂	富岡町1丁目5-15	0134-22-4111	
21	金	岩見沢	空知建設会館	8条西3丁目	01262-3-1836	
25	火	静内	静内文化センター	山手町4丁目47	01465-42-4211	
26	水	函館	函館市民会館小ホール	湯の川町	0138-57-3111	
〃	〃	網走	マルセン会館2F	南2条西2丁目	01524-4-7201	
27	木	江差	松山支庁会議室	陣屋町336の3	01395-2-1010	
28	金	稚内	稚内建設協会	中央1丁目	01622-3-2571	
12	1	月	苫小牧	経済センター6F	表町18	0144-33-5454
2	火	旭川	拓銀ビル	8F 4条通9丁目	0166-26-3331	
3	水	札幌	札幌市民会館大ホール	北1条西1丁目	011-241-9171	
4	木	室蘭	室蘭建設業会館	中央町2丁目	0143-22-1045	
5	金	留萌	留萌建設協会	寿町2丁目	01644-2-0965	
8	月	滝川	文化センター3F小ホール	新町3丁目5番	0125-23-1281	
9	火	中標津	中標津町公民館	東7,南1	01537-2-3241	
10	水	釧路	釧路建設業協会	富士見町1丁目	0154-41-7447	
11	木	帯広	十勝農協ビル5F	西3条南7丁目	0155-24-2131	

受付 11:00 (ただし札幌は10:00)
説明 北海道 12:30~14:50 開催場所 15:00~16:30 (舟内・江差・滝川・中標津を除く)

- ◎当日頒布するもの
- 指名願の手引
 - 入札参加資格申請書(指名願)
 - 付票(上記申請書に1組は入っている)
 - バラ売り、設計、測量、各
 - 経費(上記申請書に1組は入っている)バラ売り、
 - 決算報告書
 - 決算書 法人・個人各
 - 決算入力票
 - 許可入力票

「最低賃金を守りましょう」

北海道の最低賃金

(昭和55年度改正)

最低賃金の名 件	最低賃金額		適用の範囲	発効 年月日
	日額	時間給		
北海道 (地域包括)	2,687	336	道内のすべての事業に働く労働者に適用されますが、下記の産業については、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。	55.10.3

(産業別)

食料品製造業	3,063	383	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者。 (2) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	55.11.6
	2,734	342		
繊維産業	2,969	372	ただし、次の者は北海道最低賃金(上記)が適用されます。 衣服・その他の繊維製品製造業、メリヤス手袋製造業、製綿業に係る業務に従事する者。	55.11.6
木材・木製品・ 家具・装備品 製造業	3,125	391	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 家具・装備品製造業に係る業務に従事する者であって、雇入れ後6月未満の技能習得中のもの。 (2) 経木・同製品製造業、割ばし製造業又はアイステックパー製造業に係る業務に従事する者。(機械の操作又は調整の業務に主として従事する者を除く。) (3) 手作業による塗り、選別、補修、包装又は運搬、清掃、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	55.11.6
	2,759	345		
パルプ・紙・ 紙加工品 製造業	3,380	423	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業(重包装紙袋製造業を除く。)又はその他のパルプ・紙・紙加工品製造業に係る業務に従事する者。 (2) パルプ製造業、紙製造業および重包装紙袋製造業に係る業務に従事する者であって、手作業によるこん包、選別又は運搬、清掃、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事するもの。	55.11.6
	2,818	353		
出版・印刷・ 同関連産業	3,166	396	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 印刷業に係る業務に従事する者であって、雇入れ後6月未満の技能習得中のもの。 (2) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	55.11.6
	2,832	354		
窯業・土石 製品製造業	3,118	390	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 手作業による包装、清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	55.11.6
	2,736	342		
機械・金属製品 等製造業及び自 動車整備業 (機械修理業を 含む。 道路運送車両 法第77条の自動 車分解整備事業 を含む。)	3,175	397	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 雇入れ後6月未満の者であって、当該職種に主として従事した期間が、技能取得期間を含め通算して6月未満のもの。 (2) 車上において小型電動工具又は手工具を用いて行う穴あけ、組立て、ねじ合せ、みがき又は塗油の業務に主として従事する者。 (3) 清掃、整理、片付け、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者。	55.11.6
	2,763	346		
卸売業・小売業	2,981	373	卸売業 ただし、清掃、片付けの業務に主として従事する者は下段の金額が適用されます。 小売業 ただし、次の者は北海道最低賃金(上記)が適用されます。 雇入れ後6月未満の者であって、当該職種に主として従事した期間が、技能取得期間を含め通算して6月未満のもの。 (1) 衣服・服地・寝具小売業、男子洋服小売業、又は婦人・子供服小売業に係る業務に従事する者であって、和服、男子洋服、婦人服又は子供服の仕立の業務に係る技能習得中のもの。 (2) 飲食店に係る業務に従事する者であって、調理師の資格取得のため調理の業務に従事するもの。	55.11.6
	2,704	338		
石炭鉱業	4,437		坑内作業に従事する者。 (坑外作業に従事する者は北海道最低賃金(上記)が適用されます。)	55.2.15
金属鉱業	4,350		坑内作業に従事する者。 (坑外作業に従事する者は北海道最低賃金(上記)が適用されます。)	55.2.15

(精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。)

最低賃金額以上の賃金を支払わないと最低賃金法違反となり、処罰されることがあります。

北海道労働基準局・労働基準監督署

支部のうごき

支部	月日	場所	研修科目	講師	受講者数
札幌	9.27	都市会館	雇用保険等の申請手続き(その1)	札幌公共職業安定所雇用保険適用課長 吉岡 利男	101名
"	10.27	"	改正行政書士法及び雇用保険等の申請手続き(その2)	札幌支部理事 札幌公共職業安定所雇用保険適用指導官 山本 和彦	28
函館	9.27	共愛会館	改正報酬額	函館支部理事 古山 和男	33
小樽	9.20	岩内町	会社設立登記申請書作成時における留意事項	札幌法務局岩内支局長 石山 捷雄	31
空知	10.4	万景閣	建設業の許可申請 改正行政書士法及び改正報酬額	空知支庁建設指導課 空知支部理事 喜多 睦夫 新川 司	36
旭川	9.13	労働会館	運輸業免許申請書類の作成 民法一部改正に伴う法定相続分 その他	旭川支部会員 渡辺 敬愛 旭川支部副支部長 吉屋 福治 上川支庁商工労働課商工振興係長 宮川 寿己	15
"	9.24	"	事業協同組合設立申請 風俗営業古物商申請 食品衛生法による営業許可申請	旭川警察署防犯課保安係主任 佐々木 武哲 旭川保健所食品乳肉係長 岩城 伸雄	17
"	10.11	"	農地法申請 会社(株式)変更申請	旭川市農業委員会事務局農地係長 宮崎 弥一 旭川支部(本会副会長) 佐藤 武正	22
網走	9.27 10.20	紋別、遠軽 網走、北見 美幌、斜里	改正行政書士法及び改正報酬額	網走支部事務局長 大島 光春	68
十勝	9.27 9.29	勤労者福祉 センター	風俗営業許可申請 改正行政書士法及び改正報酬額 公正証書作成囑託手続	帯広警察署防犯課 矢野 勇博 十勝支部長 米倉 尊 十勝支部理事 坂下	24 23

事務局日誌

- 帯広市 ホテル宮崎
13:00~17:00
- 9月13日 新入会員研修会
~14日 9:30~17:00 雪印健保会館
札幌市 雪印健保会館
 - 9月18日 法制定30周年記念誌編集会議
13:00~17:00 片岡ビル
札幌市 雪印健保会館
 - 9月24日 第3回常任理事会
15:00~17:00 片岡ビル
北海道地方協議会の開催
 - 9月24日 中間業務監査(細木監事)
~25日 9:30~17:00 片岡ビル
14:00~17:00 北農健保会館
 - 9月25日 行政書士必携及び業務講義追
録関係打合せ会
9:30~17:00 本会事務局
第5回常任理事会
10:00~17:00 本会事務局
 - 9月26日 啓発新聞広告案打合せ及び30
周年記念誌編集打合せ会
10:00~17:00 片岡ビル
業務研修部建設農地部会(建
設関係)
10:00~13:00 本会事務局
 - 10月6日 登録資格審査委員会
13:00~16:00 片岡ビル
車庫証明対策特別委員会
13:00~17:00 片岡ビル
 - 10月10日 対話集会(第6ブロック(十
勝・釧路・根室))
13:00~17:00 片岡ビル
 - 10月12日 対話集会(第3ブロック(小
樽・札幌・空知))
札幌市 雪印健保会館
 - 10月13日 日本行政書士会連合会と北海
道地方協議会の開催
14:00~17:00 北農健保会館
 - 10月14日 中間予算執行・出納監査(細
木、中野監事)
9:30~17:00 本会事務局
 - 10月25日 第5回常任理事会
10:00~17:00 本会事務局
 - 10月25日 業務研修部建設農地部会(建
設関係)
10:00~13:00 本会事務局
 - 11月1日 車庫証明対策特別委員会
13:00~17:00 片岡ビル
 - 11月10日 登録資格審査委員会
13:00~17:00 片岡ビル

おしらせ

務局へ納付して下さい)

4.納品予定 昭和55年12月初旬

黄綬褒章 おめでとうございます



元会長藤山利夫氏は、本年秋の褒章で黄綬褒章を受章することになりました。

黄綬褒章は業務に精勵し、衆民の模範である者に授与される国の栄典で内閣の助言と承認に基づいて天皇陛下から授与されるものです。

藤山利夫氏の略歴

昭24.4.1 代書人として行政事務所開業

昭26.8.22 北海道行政書士名簿登録

昭35.9.11~46.2.21

北海道行政書士会副会長

昭47.2.27~50.7.11

” 会長

昭52.8.25~現在

” 顧問

昭37.4.10~41.4.16

日本行政書士会連合会常任理事

昭43.5.12~46.6.13 ” 常任理事

昭46.6.14~46.11.30 ” 副会長

昭50.6.23~52.6.22 ” 副会長

昭52.7.21~現在 ” 相談役

—昭和56年度版行政書士手帳

のあっせん(期日の変更)—

- 1. 申込期限 昭和55年11月30日必着
2. 申込方法 はがきに冊数、所属支部名、事務所所在地、氏名を記入
3. 定 価 600円、他に送料200円(代金は現物到着後、すみやかに事

—建設業の許可申請

参考図書のおっせん—

建設業の許可申請書を適格に作成するための資料として次の参考図書をあっせんしております。

記

- 改訂版建設業の許可申請の手引 (1,000円・送料250円)
改訂版決算報告書作成の手引 (1,000円・送料250円)
監修/北海道土木部管理課 発行/北海道土木協会
建設業の会計実務 (2,700円・送料300円)
著者・阿座上洋吉(北海道建設業審議会専門委員)
経理の基礎的知識(300円・送料140円)
作成担当者 長谷川寿延(本会業務研修部経理専門部会委員)

—あっせん物資作成のお知らせ—

農地法第3条申請用紙の「5.当事者(その世帯員を含む。)の労働力並びに大農具及び家畜の所有状況」のうち、「(1)労働力」の別紙を作成しましたので、御希望の方はお申し込みください。価格100枚1冊400円です。

'80.11 第121号・昭和55年11月15日発行

発行人 榎波 弥 一 郎
編集人 下 国 富 士 夫
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区南2西4 小原ビル4F
電話(011) 221-1221
221-1222

通 達

北 行 第 231 号
昭和55年11月15日

会員各位

北海道行政書士会会長 榎 波 弥一郎

建設業許可申請業務の取り扱いについて

建設業法の目的は、建設業者の資質の向上と請負契約の適正化等を図ることにより建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに建設業の健全な発達を促進して公共の福祉の増進に寄与しようとするものです。

したがって、建設業の許可要件は法律目的を充足するために必要な事項を定めているのですから、許可申請書の作成にあたって真実をまげ、書類上のみ要件をととのえるようなことは法律目的に反することはいうまでもありません。官公署と国民の掛け橋となる行政書士が、いやしくもこのような行為を行うときは、その内容によっては刑法上の厳しい制裁を受け、又は行政書士法違反として知事処分の対象となりますので、本会としては行政書士制度の健全な発達を確保し、会員の信頼を保持するためには不法な行為を行う会員に対しては、会の使命として厳正な態度で臨まなければならないと考えるので、会員各位におかれては適正な業務執行について特に御注意願います。なお、次の事項に御留意ください。

記

1. 支部研修会への参加について

支部研修会には積極的に参加するとともに関係の参考図書を購読して業務に精通するよう努力してください。

2. 報酬額について

安くするという業務誘致は不当誘致に該当するので絶対に行わないこと。また報酬額の運用要領に定める額を絶

対上回ってはならないとともにこれを著しく減額することは厳にさしひかえてください。

3. 行政機関への提出について

役所の昼休み時間でも平気で書類を提出する会員があるとききますが極力そのような行為を避けるよう配慮し補助者に対しても徹底を期してください。